

## 水道料金等について

### ▼ 消費税改正に伴い、水道料金等が変わります

消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、水道料金、水道加入金などを現行の消費税率5%の税込額から消費税率8%の税込額に改定します。

今後も、経費節減、適切な維持管理に努め、安定的なサービスを提供してまいりますので、今回の改定にご理解をお願いいたします。

※今回の改定は消費税率の改正に伴うものであり、料金本体(税抜)の改定ではありません。

### ▼ 新料金への切り替え時期

水道料金、水道加入金、手数料等は、**平成26年4月1日**より新料金等へ切り替わります。

なお、水道料金については、平成26年3月31日以前から継続して水道を使用されている場合で、かつ、4月30日までの間に料金額が確定する場合については、経過措置により現行の5%の消費税率が適用となります。

(5月検針分より8%の消費税率が適用となります。)

※ただし、4月中に精算される場合、前回検針日が4月1日以降の料金に関しては8%の消費税率が適用されます。

## 水道料金表(平成26年4月1日改定)

### 新料金表(平成26年4月～)

		基本料金(円) (※1)	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)(円)(※2)				
種別	メーター 口径		1~5 m <sup>3</sup>	6~10 m <sup>3</sup>	11~20 m <sup>3</sup>	21~50 m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ~
一般	13mm	1,155.60	基本料金 に含む	97.20	194.40	259.20	270.00
"	20mm	1,512.00		259.20			"
"	25mm	1,512.00	"				"
"	30mm	2,700.00	"				"
"	40mm	4,644.00	"				"
"	50mm	10,584.00	"				"
"	75mm	19,440.00	"				"
"	100mm	38,880.00	"				"
公立プール用		—	129.60				
臨時用		—	464.40				

○月額、消費税を含みます。

○水道料金は、上記の表により算出した基本料金と従量料金の合計額となります。(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)

(※1)基本料金:水道メーターの口径に応じて、お客様にお支払いいただく料金

(※2)従量料金:使用水量に応じて、お客様にお支払いいただく料金

※改定前旧料金表(平成26年3月以前)

種別	メーター口径	基本料金(円)	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)(円)				
			1~5 m <sup>3</sup>	6~10 m <sup>3</sup>	11~20 m <sup>3</sup>	21~50 m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ~
一般	13mm	1,123.50	基本料金 に含む	94.50	189.00	252.00	262.50
"	20mm	1,470.00					"
"	25mm	1,470.00	252.00				"
"	30mm	2,625.00	"				"
"	40mm	4,515.00	"				"
"	50mm	10,290.00	"				"
"	75mm	18,900.00	"				"
"	100mm	37,800.00	"				"
公立プール用		—	126.00				
臨時用		—	451.50				

水道加入金表(平成26年4月1改定)

新水道加入金は、平成26年4月1日以降に横手市へ給水装置の新設等を申し込まれるものから適用になります。

メーターの口径	新加入金額(円)	改定前金額(円)
13mm	54,000 円	52,500 円
20mm	75,600 円	73,500 円
25mm	140,400 円	136,500 円
30mm	226,800 円	220,500 円
40mm	378,000 円	367,500 円
50mm	648,000 円	630,000 円
75mm	1,080,000 円	1,050,000 円
100mm	2,160,000 円	2,100,000 円

○消費税等を含みます。

給水工事関連手数料等(平成26年4月1日改定)

1 設計審査手数料(非課税)

給水管の口径	20mmまで	25mmまで	50mmまで	50mmを 超えるもの
金 額	2,000 円	2,500 円	3,700 円	4,500 円

○臨時使用の給水装置に係る設計審査手数料の額は、この表に定める額の2分の1の額とします。

2 工事検査手数料(非課税)

給水管の口径	20mmまで	25mmまで	50mmまで	50mmを 超えるもの
金 額	3,000 円	3,500 円	4,300 円	5,500 円

○臨時使用の給水装置に係る工事検査手数料の額は、この表に定める額の2分の1の額とします。

3 指定給水装置工事事業者指定手数料(非課税)

1件につき	10,000 円
-------	----------

4 道路占用許可申請手数料(消費税を含みます。)

種 別	金額(1件につき)
国道 県道	5,616 円
市道 農道	2,808 円

○この表に定める金額は、1件あたりの金額とまります。

○ただし、更新のための道路占用許可申請手数料は、徴収しません。

5 せん孔料(消費税を含みます。)

(1) サドル付分水栓

管 種	配水管口径	分岐管口径		
		30mm	40mm	50mm
鑄鉄管	50~150mm	17,280 円	20,520 円	20,520 円
	200~300mm	18,360 円	21,600 円	21,600 円
塩化ビニル管 ポリエチレン管	50~150mm	12,960 円	15,120 円	15,120 円
	200~300mm	15,120 円	17,280 円	17,280 円

(2) 不断水T字管

配水管口径	分岐管口径			
	40mm	50mm	75mm	100mm
75mm	32,400 円	32,400 円	43,200 円	—
100mm	32,400 円	32,400 円	43,200 円	45,360 円
150mm～250mm	37,800 円	37,800 円	44,280 円	48,600 円
300mm～400mm	43,200 円	43,200 円	45,360 円	50,760 円

● お問い合わせは下記の連絡先までお願いします。

〒013-0022 秋田県横手市四日町 3-23	横手市水道お客様センター	 0182-32-2758  0182-38-8275  <a href="mailto:yokotecenter@toming.co.jp">yokotecenter@toming.co.jp</a>
-----------------------------	--------------	--